

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に當り
は、その翌日)

目 次

◇ 告 示

境界変更に伴う鳥取市及び河原町の人口
生活保護法による指定医療機関の廃止

保険医の登録

飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除(三件)

解除予定の保安林

遊漁規則の変更の認可

土地改良区の役員の就退任

開発行為に関する工事の完了

◇ 教委告示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第十八号

昭和五十一年十二月一日の鳥取市と八頭郡河原町との境界の変更に伴う

鳥取市及び八頭郡河原町の人口を、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市 一二二、三〇八人

八頭郡河原町 九、一七一人

鳥取県告示第十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岩本診療所	西伯郡名和町御来屋 一〇一八番地	昭和五十一年十二月一日
木村医院	米子市大崎一七九二番地	昭和五十一年十月二十日

鳥取県告示第二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
松田明子	鳥医第二一三三七号	昭和五十一年十二月十六日

鳥取県告示第二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十一年八月及び十月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要			備考
				栄養成分に関する事項	安全性に関する事項	その他特記すべき事項	
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町3748の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 幼雛用 1号	51.8	異常を認めない。	—	—	
"	"	くみあい標準配合飼料 成鶏用 エツグアエツグジュ 17	51.8	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 和牛繁殖産産 1号	51.8	"	—	—	
"	"	くみあい配合飼料 ビグアエクス B	51.8	"	—	—	
東京都 日本製粉株式会社	東伯郡東伯町大字保 大山乳業農業協同組合	日本製粉 良 敏	51.9	"	—	—	
大阪市 日本製粉株式会社大阪工場	"	日本製粉 増産ふすま	51.10	"	—	—	
大阪市 全酪連大阪支所	"	アメリカ産 ピートパールP	51.9	"	—	—	
徳島県美馬郡 貞光食糧工業有限公司	"	全穀飼(貞光食糧) 飼料用大麦皮むき庄ぺん	51.9	"	—	—	
大阪市 全酪連大阪支所	"	飼料用外国産大麦皮むき 庄ぺん	51.9	"	—	—	

倉敷市 山陽精麦株式会社	〃	庄へん表皮むき	51.9	〃	—	—
姫路市 山陽精麦株式会社姫路工場	〃	専管ふすま	51.9	〃	—	—
桜井市 興製粉株式会社	〃	増産ふすま	51.10	〃	—	—
神戸市 三輪製粉株式会社	〃	専管ふすま精良	51.9	〃	—	—
倉敷市 日本興油株式会社岡山工場	〃	飼料用脱脂大豆	51.9	〃	—	—

注 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄中「不足」、「過剩」は、表示量に対する過不足を示す。

鳥取県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字船揚場一九〇四の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上七七五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四の五

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁業権者の名称及び住所

東郷湖漁業協同組合

東伯郡羽合町上浅津一五一番地

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第五号

三 認可に係る変更の内容

1 第二条中「竿釣(一本釣)漁法」を「竿釣(一本釣)、投網漁法」に改め、同条中「ただし」の次に「竿釣漁法によつて遊漁する場合」を加えること。

2 第五条第一項中「同表の遊漁料に一〇〇円」を「同表の一割増し」に改め、同項の表を次のように改めること。

魚 種	魚具、漁法	期 間	遊 漁 料
こい、ふな、わか さぎ、しらうお、 うなぎ、ぼら、え び、せいご	竿釣(一本釣) 舟を使用する竿釣	一月一日から十二 月三十一日まで	一、〇〇〇円 二、〇〇〇円
	投 網	一月一日から十二 月三十一日まで	五、〇〇〇円
		一日限り	一〇〇円

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十二年一月六日

鳥取県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

佐陀川右岸土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 渡 辺 豊 米子市泉四六八番地
" 田 中 年 文 " 一五六番地

昭和五十一年十一月十九日開催の臨時総代会において役員選挙の結果当選し、昭和五十一年十一月十九日就任 任期昭和五十四年一月二十二日まで

大山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	瀬川 正	西伯郡大山町清原二八二
"	坂田 伊佐夫	中高三五〇の三
"	山根 操雄	上野一二六
"	中島 隴	野田二六五
"	小原 増一	唐王六八九
"	門脇 正	平木九九
"	岡田 伸樹	中高三六一
"	坂田 清	四二三
"	大原 茂利	所子一二〇
"	小原 昇	唐王七一九
"	山根 栄造	平田一三五
"	深田 叶	妻木六七六
"	金井 甚太郎	稲光三〇
"	入江 潔	富岡一〇
"	入江 静雄	長田一五〇
"	諸遊 秋夫	上万三
"	斉木 繁	保田一
"	種田 紀秋	安原一四四

大山土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	理事	野坂正己	西伯郡大山町清原一七一
任期満了により退任		川上馨	末長一九	
		坂田伊佐夫	中高三五〇の三	
		山根操雄	上野一二六	
		水鴨弘文	野田四一	
		小原増一	唐王六八九	
		門脇正	平木九九	
		岡田三千人	中高三六五の九	
		坂田清	四二三	
		大原茂利	所子一二〇	
		小原昇	唐王七一九	
		山根栄造	平田一三五	
		小谷朋史	莊田七三	
		深田照夫	妻木四七三	
		小林利雄	淀江町大字淀江八六五	
		足立勇一	九八三	
		大下茂	大字今津四〇五	
		岡田芳信	大山町中高三七七	
		金川豊	稻光六	
		田中邦男	安原二七二	

東鴨土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	理事	森永治	倉吉市東鴨五〇〇番地
		森仁寿	四六九	
		岸田馨	四五四	
		岸田正三	五三九	
		高橋誠	四五〇	
		深田叶	妻木六七六	
		金川豊	稻光六	
		入江静潔	富岡一〇	
		入江静雄	長田一五〇	
		諸遊秋夫	上万三	
		齊木繁	保田一	
		種田紀秋	安原一四四	
		小谷朋史	莊田七三	
		深田照夫	妻木四七三	
		小林利雄	淀江町大字淀江八六五	
		足立勇一	九八三	
		小村朋義	大山町所子一二四	
		金川俊道	稻光一五五	
		田中邦男	安原二七二	
		昭和三十九年十一月八日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十一年十一月二十一日就任 任期四年		

〃	龜井多喜雄	四五八〃
〃	吉村義正	四九六〃
〃	山本 巖	七一六〃
〃	石賀正幸	四九二番地一
〃	吉村房好	三五〇番地
監事	高橋博美	四九三番地二
〃	高橋 茂	四七〇番地

任期満了により退任

東鴨土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事	吉田 勤	倉吉市東鴨四四六番地
〃	石賀 稔	下大江一七四〃
〃	蔵増佐一	広瀬四一番地四
〃	高橋弘二	東鴨四四九番地
〃	山下公正	四一〃
〃	蓑原峯三	大宮一六三〃
〃	蓑原嘉博	一六八〃
〃	林 正	岩倉四九〃
〃	宮本佳晴	下大江一七六番第一
〃	蔵増昭和	一七七番
〃	中野 通	広瀬一四番地一
監事	徳永信雄	東鴨二八二番地
〃	〃	岩倉八一八〃

昭和五十一年十一月二十七日開催の臨時総会において総選挙の結果当選

し、昭和五十一年十二月四日就任 任期四年

鳥取県告示第二十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年十二月八日 鳥取県指令受米土維第八百五十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西倉吉町三二番地

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西倉吉町三二番地

協和開発有限会社

代表取締役 遠藤邦男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十二年一月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十二年一月十九日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】